

別表1（第1関係）

事業名	事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 畜産振興総合対策事業 （地域衛生管理体制整備事業）</p>	<p>1 推進事業 この事業は、地域衛生管理体制の整備の推進を図るために必要な次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 家畜の伝染性疾病の発生予防 事業実施主体は、地域が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防の取組を推進するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(ア) 飼養衛生管理基準遵守の強化</p> <p>a 飼養衛生管理者向け研修 事業実施主体は、飼養衛生管理者が必要とする知識・技術の習得・向上を図るための研修を行う。</p> <p>b 自衛防疫の取組推進 自衛防疫団体等は、地域における飼養衛生管理の高位平準化を図るため、次の(a)から(c)までに掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(a) 講習会・勉強会の開催 地域の自衛防疫団体等は、飼養衛生管理基準の適切な理解や、遵守徹底に向けた地域の対応方向を検討するため、講習会や勉強会を開催する。</p> <p>(b) 飼養衛生管理の確認・点検 情報通信技術（ICT）を利用した遠隔監視の活用等により飼養衛生管理の要改善箇所の確認・点検等を行うとともに、明らかになった課題について対応策を検討するための検討会を開催する。</p> <p>(c) 飼養衛生管理強化策の普及・啓発 地域の飼養衛生管理を強化するため、パンフレットの作成・配布等により、(b)で検討した対応策の普及・啓発を行う。</p> <p>c 飼養衛生管理の改善・向上の指導 家畜の所有者の飼養衛生管理の改善・向上に資する家畜衛生情報の周知や広報、飼養衛生管理の改善・向上に必要な知識や手法の普及啓発を行うための地域講習会の開催、現地指導等を行う。</p> <p>(イ) 地域における発生予防の体制整備</p> <p>a 農場バイオセキュリティの向上 事業実施主体は、地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティの向上の取組を推進するため、次の(a)及び(b)に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(a) 地域協議会の開催 当該地域における農場バイオセキュリティに係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催する。</p> <p>(b) 農場バイオセキュリティ対策の普及等 (a)の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となった、①捕獲用トラップの整備等のねずみの駆除対策、②防鳥ネット、放牧制限の準備のためのビニルハウスの整備等の野生動物の侵入防止対策（柵の整備を除く。）、③死体保管用冷凍冷蔵設備の整備等の死亡家畜の適正な保管対策、④飼料加熱処理装置（関連資機材を含む。）の整備等の飼料の加熱処理対策、⑤動力噴霧器、燻蒸庫、パスボックス、飲水消毒装置の整備等の消毒対策、⑥簡易更衣室、看板の整備等の交差汚染防止対策といったバイオセキュリティ対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備（緊急消毒を除く。）を行う。</p> <p>b 発生予防の体制整備 (a) 疾病予防地域検討委員会の開催</p>	<p>市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体（注1）（以下同じ。） 知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議して適当と認める団体（注1）（以下「特認団体」という。） 生産者の組織する団体（注2）（以下同じ。）</p>	<p>国1／2以内</p>

事業名	事業内容	事業実施主体	補助率
	<p>家畜の伝染性疾病的発生を予防するために、地域の家畜の飼養形態の特徴や疾病発生傾向等に精通する関係者及び専門家からなる検討委員会を開催し、地域の実情に則した疾病予防マニュアルを作成する。</p> <p>(b) 疾病予防地域講習会の開催等 地域における家畜の伝染性疾病的の予防対策を推進するため、専門家を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会の開催等により疾病予防マニュアル及び家畜の伝染性疾病的の予防に必要な知識の普及啓発を行う。</p> <p>(c) 衛生検査、巡回指導等の実施等 (a)により検討された家畜の伝染性疾病的について、浸潤状況を調査するため、地元獣医師を積極的に活用し、衛生検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。 また、必要に応じ、衛生検査、巡回指導等に必要な技術・知見を習得する講習会に参加する。</p> <p>(d) 資材等の導入 (a)により検討された家畜の伝染性疾病的等について、その清浄化・発生予防対策等の取組を実施するとともに、それに係る資材等の支援をすることにより、幅広い普及啓発を行う。</p> <p>(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病的の感染予防 a 感染予防対策の推進 事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置等、養鶏場周辺のため池等における野鳥飛来防止対策等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病的の感染予防に必要な対策を実施する。</p> <p>b 緊急消毒の実施 事業実施主体は、野生動物や野鳥における家畜の伝染性疾病的の発生時に、地域協議会で決定した地域内の農場及びと畜場・食鳥処理場等の出入口、畜産関係車両の通行する公道等の環境や車両消毒ポイント並びに農場敷地内の畜・鶏舎周辺での緊急消毒等を行う。</p> <p>(2) 家畜の伝染性疾病的のまん延防止 事業実施主体は、家畜の伝染性疾病的のまん延を防止するための体制を整備するため、次の事業を実施するものとする。</p> <p>(ア) 防疫体制の整備 道及び市町村等は、家畜の伝染性疾病的が発生した際の、地域レベルでの対策本部の設置、家畜の処理、防疫従事者の衛生管理、周辺農場及び疫学関連農場の対策に係る資材の支援等の防疫措置を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。</p> <p>(3) 野生動物の対策強化 事業実施主体は、野生動物による家畜の伝染性疾病的の発生及びまん延を防止するため、次の(ア)及び(イ)に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(ア) リスクが高い地域における野生動物対策 家畜の伝染性疾病的の中で、過去に発生したことのある疾病又は我が国への侵入リスクが高い疾病を別に消費・安全局長が地域ごとに指定し、地域の関係者の協力を得て、検査のための野生動物の捕獲や採材、捕獲した野生動物及び死亡家畜及び捕獲した野生動物を対象とした清浄性又は浸潤状況を確認するための検査、検査のために捕獲した野生動物の処理等を実施する。</p> <p>(イ) 野生動物への感染防止対策 残飯等を介した野生動物への家畜の伝染性疾病的の感染を防止するため、環境部局等とも連携し、ごみ箱や看板の設置等の対策を実施する。</p>		

事業名	事業内容	事業実施主体	補助率
	<p>2 整備事業</p> <p>(1) 飼養衛生管理向上施設整備 事業実施主体は、家畜飼養農場の衛生管理向上に資するため、次の(ア)から(ウ)に掲げる施設等の整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 野生動物侵入防止柵整備 家畜飼養農場において野生動物の侵入を防止する柵（出入りのために一体的に設ける可動柵や放牧制限の準備のための囲い込み用の柵を含む。）。ただし、次の a から c までの実施基準に留意すること。 a 豚飼養農場においては、規模拡大等により新たに野生動物侵入防止柵を整備する必要が生じた場合に限り、交付対象とする。 b 既存柵と併せて周囲柵を構築する場合を除き、農場周囲の一部のみを整備する計画は認めない。 c 交付単価が5千円/m（稼働柵は2万円/m）を超える場合には、理由書を付すこと。</p> <p>(イ) 離乳豚舎前室整備 離乳豚を飼養する豚舎出入口で作業者の動線を管理し更衣・長靴交換等を確実に実施するための前室。ただし、以下に掲げる a 及び b の実施基準に留意すること。 a 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場あたりの交付額は450千円を上限とする。 b 過去に消費・安全対策交付金を受けて離乳豚舎前室を整備した豚飼養農場に新たに離乳豚舎前室を整備する場合においては、規模拡大等によりその必要が生じた場合のみ交付対象とする。</p> <p>(ロ) 車両消毒エリア整備 豚飼養農場入口での車両消毒時に生じた汚水等による車両の再汚染を防止するために必要な車両消毒エリアの舗装。ただし、次の a から c の実施基準に留意すること。 a 車両消毒エリアとは、衛生管理区域への入場のために車両消毒を実施する場所であり、整備する農場に来場する車両の大きさを勘案し、車両消毒を実施するために必要な広さを有するものとする。 b 補助対象は1農場当たり1か所、原則として面積は50㎡を上限とする。既存のコンクリート舗装に追加して整備する場合には、既存部分を含めて50㎡以内とする。ただし、整備する農場に通常入場する車両の大きさを勘案し、50㎡を超える面積が必要である場合は理由書を付すこと。 c 過去に消費・安全対策交付金を受けて車両消毒エリアを整備した豚飼養農場に新たに車両消毒エリアを整備する場合においては、規模拡大等によりその必要が生じた場合のみ補助対象とする。</p> <p>(ハ) 鶏舎入気口フィルター整備 粉じん、羽毛等の鶏舎内への侵入を防止するために鶏舎入気口に設置するフィルター及び関連機器。ただし、次の a 及び b の実施基準に留意すること。 a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。 b 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場あたりの交付額は10百万円を上限とする。</p> <p>(ニ) 細霧装置整備 鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するために入気口周辺に設置する細霧装置。ただし、次の a 及び b の実施基準に留意すること。 a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。 b 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場あたりの交付額は4百万円を上限とする。</p> <p>(2) 農場の分割管理の導入に係る施設整備 事業実施主体は、農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（令和5年9月13日付け5消安第3485号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき特定家畜伝染病発生時の殺処分対象頭羽数の抑制を図るため、既存の家畜飼養農場における分割管理の導入に当たり追加が必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、作業機械、集出荷ライン、堆肥舎等の整備及び改修を行うものとする。ただし、次の a から c までの実施基準に留意すること。</p>	<p>市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 特認団体 生産者の組織する団体</p> <p>ただし、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものとする。</p>	<p>国1/2以内 (注3)</p>

事業名	事業内容	事業実施主体	補助率
	<p>a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。</p> <p>b 事業実施計画の策定に当たり、施設整備後の特定家畜伝染病発生時における殺処分の対象範囲について都道府県の確認を得ていること。</p> <p>c 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場当たりの交付総額は、50百万円を上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると知事が特に認める場合には、北海道農政事務所長と協議の上、特認事業費を上限とすることができるものとする。</p> <p>知事は、北海道農政事務所長との協議を行う場合には、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。なお、施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。</p>		
<p>2 農業生産資材安全使用等総合推進事業 (ヘブタクロル残留等対策事業・農薬適正使用推進事業)</p>	<p>この事業は、農薬の適正使用等の総合的な推進を図るために必要な次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) 農薬の安全使用の推進 事業実施主体は、農薬適正使用の普及啓発を図るため、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(ア) 農薬の危害防止 農薬の適正使用を徹底し、農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や広報手段を活用した啓発活動等を行う。</p> <p>(イ) 農薬使用状況の調査・指導 農薬適正使用の普及啓発を図るため、農薬使用者を対象とした農薬使用状況の調査、記帳指導等を行う。</p> <p>(2) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握、原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>また、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室から実態調査及びリスク管理措置の検証の詳細な報告（土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容、調査結果等の報告を含む。）を求められた場合、事業実施主体はこれに協力するものとする。</p> <p>(ア) 対策協議会の開催 残留農薬基準超過事例について原因を究明するとともに、実態調査の結果を踏まえて、残留防止策等を立案・評価するため、関係者により構成される対策協議会を必要に応じて開催する。</p> <p>(イ) 実態調査の実施 適切な残留防止対策等を策定するため、農薬の使用状況、土壌や水質の調査、農作物のモニタリング調査等による実態調査を実施する。</p> <p>(ウ) リスク管理措置の検証 立案された残留防止対策等が現地において実際に適用可能かどうか確認・検証するため、農作物等のモニタリング調査等を行う。</p> <p>(3) 病害虫の防除の推進 ア 防除が困難な作物に対する防除体系の確立 事業実施主体は、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立を行うため、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(ア) 基幹的マイナー作物の病害虫・雑草防除技術体系の確立 基幹的マイナー作物について、病害虫・雑草の発生及び被害状況の調査、病害虫・雑草の効果的な防除技術の実証、農薬の適用拡大に向けた試験、検討会の開催、外部講師等による技術講習会の開催、技術普及のための説明会の開催その他の地域に適した防除体系の検討に必要な取組を行い、防除体系を確立する。</p>	<p>(1)及び(2)の事業 市町村 農業協同組合 農事組合法人 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体 営農集団（注4）</p> <p>(3)の事業 市町村 農業協同組合 特認団体</p>	<p>国1/2以内</p>

事業名	事業内容	事業実施主体	補助率
	<p>イ 事業実施主体がアの事業メニューを実施する場合、目標達成のために必要となる調査・試験等を独立行政法人等外部機関へ委託して行うことができるものとする。</p>		
<p>3 植物防疫推進事業 (ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業)</p>	<p>この事業は、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止及び駆除を図るために必要な次の取組を行う事業とする。</p> <p>(1) ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止及び駆除</p> <p>(ア) 発生範囲特定調査及び初動防除の実施 ジャガイモシロシストセンチュウの発生範囲を特定するための調査及び初動防除を実施する。</p> <p>(イ) 発生状況調査の実施 防除区域内において、ジャガイモシロシストセンチュウの防除に資するため、その発生状況調査を実施する。</p> <p>(ウ) 発生確認調査の実施 指定区域内において、ジャガイモシロシストセンチュウの発生の有無を確認するため、その発生確認調査を実施する。</p> <p>(エ) 防除の実施 ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止を図るため、防除区域において、次の防除を実施する。</p> <p>a 防除計画の策定</p> <p>b 植物防疫官が命ずる廃棄の対象となる植物の買上げ並びに当該植物及びこれと併せて廃棄の命令の対象となる容器包装の廃棄</p> <p>c ジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されたほ場における、ジャガイモシロシストセンチュウの駆除を目的とした土壌消毒及び対抗植物の栽培</p> <p>d a から c までに掲げるもののほか、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止及び駆除を図るために必要な措置</p>	<p>市町村（植物防疫法第19条第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた場合に限る。）</p>	<p>国10/10</p>
<p>4 地域での食育の推進事業</p>	<p>この事業は、地域での食育の推進を図るために必要な取組を行なう事業とする。</p> <p>(1) 食育推進検討会の開催 日本型食生活の普及・促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築する。また、食育推進検討会において、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。</p> <p>(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダー活動（講習会、研修会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。</p> <p>(3) 食文化の保護・継承のための取組支援 郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。</p> <p>(4) 農林漁業体験の機会の提供 農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。本取組の実施に当たっては、生産者又は指導者から本取組に関する講話等の実施を併せて行う。</p> <p>(5) 和食給食の普及 学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催す</p>	<p>市町村 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体 第三セクター 民間事業者（注5）（以下同じ） 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 企業組合 事業協同組合 社会福祉法人 国立大学法人 公立大学法人 学校法人</p>	<p>国1/2以内 (注6)</p>

事業名	事業内容	事業実施主体	補助率
	<p>る。</p> <p>(6) 学校給食における地場産物等活用の促進 学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。</p> <p>(7) 共食の場における食育活動 地域における共食のニーズの把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、地域における共食の場を試験的に設けるための取組及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止、縮小等している既存の共食の場を再開するための取組を行う。</p> <p>(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。</p> <p>(9) 食品ロスの削減に向けた取組 食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。</p> <p>(10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。なお、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、(1)から(9)までの取組と併せて行うこととする。</p>	<p>消費生活協同組合 労働者協同組合 特殊法人 認可法人 公社 独立行政法人 法人格を有しない団体 であって知事が農林水産省北海道農政事務所長と協議の上、特に認める団体</p>	

(注1) 代表者の定め並びに定款等組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。

(注2) 代表者の定め並びに定款等組織及び運営についての規約の定めがあり、防疫対策の実施を目的として設立された団体で、畜産農家3戸以上により構成されているものに限る。

(注3) 離乳豚舎前室整備については、1農場当たりの補助額の上限は450千円とする。

(注3) 農場の分割管理の導入に係る施設整備の基準事業費及び特認事業費は次のとおりとする。なお、施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。

(1) 家畜飼養管理施設（ストール、ケージ等付帯部分を除く）

ア 肉用牛舎の基準事業費42千円/㎡（特認事業費54千円/㎡）

イ 乳用牛舎の基準事業費（成牛用）70千円/㎡（特認事業費91千円/㎡）

ウ 乳用牛舎の基準事業費（哺育育成用）73千円/㎡（特認事業費94千円/㎡）

エ 一般豚舎の基準事業費61千円/㎡（特認事業費79千円/㎡）

オ ウインドレス鶏舎の基準事業費60千円/㎡（特認事業費78千円/㎡）

(2) 家畜排せつ物処理施設（付帯設備を除く）

ア 堆肥舎（500㎡未満）の基準事業費62千円/㎡（特認事業費80千円/㎡）

イ 堆肥舎（500㎡以上）の基準事業費59千円/㎡（特認事業費76千円/㎡）

ウ 尿貯留施設（1,000㎡未満）の基準事業費48千円/㎡（特認事業費62千円/㎡）

エ 尿貯留施設（1,000㎡以上）の基準事業費23千円/㎡（特認事業費29千円/㎡）

(3) 自給飼料関連施設（付帯設備を除く）

ア 飼料原料保管施設等の基準事業費69千円/㎡（特認事業費89千円/㎡）

イ 飼料調製施設等の基準事業費61千円/㎡（特認事業費79千円/㎡）

(注4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人であって、法人格を有するものであり、受益農家が3戸以上であるものに限る。

(注5) 代表者の定め並びに定款等組織及び運営についての規約の定めがあり、事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体に限る。

(注6) 対象経費のうち、補助額の上限を設ける経費及び上限額は次のとおりとする。

(1) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

- ア リーダー育成及び活動の促進に係る経費
食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
- (2) 食文化の保護・継承のための取組支援
 - ア 食文化の保護・継承のための取組に係る経費
食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
- (3) 農林漁業体験の機会の提供
 - ア 農林漁業体験の機会の提供費
食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
- (4) 和食給食の普及
 - ア 献立の開発費
食材費における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
 - イ 食育授業費
食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
- (5) 学校給食における地場産物等活用の促進
 - ア 生産者とのマッチング交流会開催費
食材費（展示・試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
 - イ 献立の開発及び試食会費
食材費における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
 - ウ 食育授業費
食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
- (6) 共食の場における食育活動
 - ア マッチング交流会開催費
食材費（展示、試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
 - イ 共食の場の提供費
食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）における事業費の上限額は100万円（補助金の上限額は50万円）
- (7) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
 - ア 環境に配慮する農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費
食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
- (8) 食品ロスの削減に向けた取組
 - ア 食品ロス削減検討会・セミナー開催費
食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）
- (9) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催
 - ア 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費
食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）における事業費の上限額は50万円（補助金の上限額は25万円）